(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
倉敷市東富井字庄兵衛地八一三番一から同市東富井字庄兵衛地八二三番一まで	前	四〇・〇〇～七八・〇〇メートル　四〇・〇〇～五八・〇〇メートル
	後	〇・〇五九キロメートル　〇・〇五九

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月七日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市新田字西四割二五三四番二から同市中島字外新田壱一五八四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月七日

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　平野　博文

外務大臣岡田克也帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（二十一年十二月二十九日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣鳩山由紀夫は、インド国へ出張のところ二十一年十二月三十日帰朝した。

国務大臣　藤井　裕久

内閣府特命担当大臣亀井静香海外渡航不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（二十一年十二月三十日）

（松山地方裁判所判事兼松山家庭裁判所判事・松山簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　髙橋　正

願に依り本官並びに兼官を免ずる（二十一年十二月三十一日）

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長）厚生労働事務官　寺尾　徹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房アイヌ総合政策室参事官を命ずる

（総務省行政管理局管理官（行革総括））総務事務官　小森　敏也

（内閣府公益認定等委員会事務局総務課長）内閣府事務官　佐伯　修司

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる（各通）

（宇都宮地方裁判所判事）判事　村瀬　均

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事）同　黒岩　已敏

（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補）判事補　高橋　浩美

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（宇都宮地方裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　西岡清一郎

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・豊橋簡易裁判所判事）同　筏津　順子

兼官を免ずる（各通）（以上一月一日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○農林水産大臣臨時代理

同　小沢　鋭仁

農林水産大臣赤松広隆海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上一月二日）

国務大臣　川端　達夫

内閣府特命担当大臣福島瑞穂（福島みずほ）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を命ずる（一月三日）

内閣府

（公益認定等委員会事務局総務課長）内閣府事務官　佐伯　修司

総務省に出向させる

（総務省人事・恩給局参事官）総務事務官　清水　正博

内閣府事務官（公益認定等委員会事務局総務課長）に転任させる（以上一月一日）

法務省

（佐賀区検察庁副検事）副検事　松瀬　初男

（中部地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　田中　治男

（近畿地方更生保護委員会委員）同　宮本　勤

辞職を承認する（各通）（二十一年十二月三十一日）

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する　森本　哲也

木村　光江　髙橋　宏志　土屋　美明

羽間　京子　松島　洋

判事　奥田　隆文

司法試験委員会委員に任命する（各通）　酒井　邦彦

検事

司法試験委員会委員に併任する　山口　厚

髙木　佳子　林　美月子

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる（各通）　渡邉　一弘

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる

公証人分科会に所属させる　角　紀代恵　桐生　哲雄

伊藤　眞　久保内卓亞　小林登美子　杉原　麗

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる（各通）　堀江　慎司

平成二十二年度司法試験（旧司法試験第二次試験）考査委員に任命する　釋　俊二

任期は平成二十二年十一月三十日までとする

地方更生保護委員会委員（中部地方更生保護委員会委員）に任命する　加藤　修一

（四国地方更生保護委員会委員）

地方更生保護委員会委員

近畿地方更生保護委員会委員に配置換する　峰松　昇吉

（高松保護観察所長）法務事務官　土居　正俊

地方更生保護委員会委員（四国地方更生保護委員会委員）に任命する

（宮崎保護観察所長）同　野坂　明宏

高松保護観察所長に配置換する

（名古屋保護観察所次長）同　今川　博

宮崎保護観察所長に昇任させる（以上一月一日）

財務省

（大臣官房企画官）財務事務官　増田　芳夫

任期満了により退職（二十一年十二月三十一日）

（横浜税関業務部次長）財務事務官　徳　正芳

関税局局付を命ずる

（税関研修所研修・研究部長）同　森　英樹

横浜税関業務部次長を命ずる

（関税局局付）同

税関研修所研修・研究部長を命ずる（以上一月一日）

農林水産省

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター企画部長　水野　隆史

農林水産技官（生産局付）に採用する

（生産局付）農林水産技官　水野　隆史

（農林水産技術会議事務局技術広報官）同　佐藤　義和

辞職を承認する（各通）（以上二十一年十二月三十一日）

官庁報告

法務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人鈴木秀夫は願により公証人を免ぜられた。（二十一年十二月二十五日）

（法務省）

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月五日（火）

○一般案件

一、構造改革特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）